

児童手当・特例給付受給者 様

(公印省略)

邑楽町長 金子 正一

令和 2 年度 児童手当・特例給付 現況届の提出について

6月1日現在での子どもの養育状況等や所得状況を確認するため、6月中に『児童手当・特例給付現況届』の提出が必要になります。必要事項を記入し返信用封筒にてご返送ください。現況届を提出しないと、6月分からの手当を受けられなくなりますので、必ず提出してください。

提出書類	必ず提出するもの	■令和 2 年度児童手当現況届(6 月 1 日現在の状況を記入) ■受給者の健康保険証の写し(おもて面) ※現況届の裏面に貼り付けてください。「国民年金加入者」 または「年金未加入者」は健康保険証の写しの提出は不要です。
	必要なかたのみ ※必要と思われるかたには同封してあります。同封されてないかたで該当する場合はご連絡ください。	■年金加入証明書願 『〇〇国民健康保険組合』(全国土木建築国民健康保険組合を除く)の健康保険証をお持ちで厚生年金に加入しているかた ■別居監護申立書 仕事の都合等で児童と別居(住民票が別)しているかた ■児童手当等の受給資格に係る申立書 離婚又は離婚調停中により別居し、児童を監護しているかた
提出方法	① 郵 送(同封の返信用封筒(黄色)をお使いください。切手は不要です。) ② 役場子ども支援課(1 階⑤番)窓口を持参 ※窓口での受付は 8:30~17:15 までとなります。土日・祝祭日は受付していません。 混雑が予想されますので、なるべく郵送にてご提出ください。	
提出期限	令和 2 年 6 月 30 日 (火) ※上記の期限を過ぎてしまった場合でも、必ず現況届をご提出ください。 ただし、ご提出の時期によっては児童手当のお支払いが遅くなる場合がありますのでご注意ください。	

▼現況届の結果について

審査の結果、所得制限超過となり、児童手当→特例給付となった場合、また逆に、所得制限内となり特例給付→児童手当となった場合には、認定通知書をお送りします。前年度に引き続き、児童手当または特例給付を受給される場合には、特にお知らせしません。なお、記載内容や添付書類に不備がある場合は、順次ご連絡させていただきます。

▼受給者の変更について

父母が共働きであり、ともに監護・生計要件を満たしている場合は、生計を維持する程度の高いかたが受給者となります。現在父母いずれかのうち所得の低いかたが受給者となっている場合で、父母間の所得に一定以上の開きがある場合、所得の高いかたに受給者を変更していただく場合がありますのでご了承ください。

【 問い合わせ先 】 邑楽町役場 子ども支援課 児童福祉係 Tel:0276-47-5044(係直通)

裏面に現況届記入例を載せてありますので、参考にしてください。